

大阪府池田市の「環境学習基本方針」とその成立過程

—2030年を目標とした環境の取り組み—

比屋根 哲

岩手大学大学院連合農学研究科*

Basic policy for environmental learning and its process of formulation
in Ikeda City, Osaka Prefecture
- Environmental initiatives targeting 2030 -

Akira HIYANE*

The United Graduate School of Agricultural Sciences, Iwate University*

(受理日2021年3月29日)

I はじめに

2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2030年までに達成すべき17の目標を掲げている。このうち、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)に直接関わるものとして目標4「質の高い教育の提供」のターゲット7「すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」がある。また、日本ユネスコ国内委員会は「『教育が全てのSDGsの基礎』であり、『全てのSDGsが教育に期待』している」⁽¹⁾。

SDGs時代の環境教育推進の方向性を考えるにあたって、国内における環境教育、ESDに関するこれまでの取り組みの事例を見直すことには大きな意義がある。筆者は、大阪府池田市が2015年に公表した「環境学習基本方針」⁽²⁾の成立過程を、同市の関係者からのヒアリング調査や文献調査から、その背景を含めて可能な範囲で調査を進めてきた。その結果、この環境学習基本方針は、同市に「環境にやさしい課」が設置された1999年に端を発し、当初から「環境」を幅広く捉えて2030年の目標像をイメージし、まちづくりを中心課題とした環境学習の取り組みを進める過程で成立したものであることがわかってきた。

池田市の事例は、すでに今世紀初頭からSDGsと同じ2030年を目標達成年に定め、まちづくりを中心に様々な環境に関わる取り組みの中で導かれた環境学習の方針と考えられる点で、今後の環境教育、ESD、SDGsに関わる研究の進展にとっても意義ある内容が含まれている。調査上の制約もあり研究成果として取りまとめることは断念せざるを得なかったが、筆者が知る限り、この種の事例を紹介した記事は環境教育分野では見られなかったことから、

この機会に資料の形で紹介させていただくことにした。

以下、池田市の「環境学習基本方針」の概要を踏まえたうえで、その成立過程と成立の背景について、順を追って紹介する。

II 池田市環境学習基本方針の概要

池田市は大阪府の北西部に位置し、面積約22 km²、人口約10万人で、市の中心部に五月山公園等があり、比較的自然が豊かな中規模都市である。

2015年3月、池田市は「池田市環境学習基本方針」(以下、「方針」)を策定し冊子にまとめて公表している⁽²⁾。この「方針」は、「池田市新環境基本計画」(2011年3月)と「池田市教育ビジョン」(2013年3月)で謳われた「環境学習」の目標や取り組み方針を具体化し、着実に推進していく役割を担うものと位置付けられている。

「方針」は、「今までに経験したことのない高齢化、人口減少社会、<中略>社会の変化により、地域の伝統や習慣、自然等と生活の関係が希薄化」している池田市の現状を背景に、「人間を取り巻く地域社会や自然等の環境のしくみを十分に理解しながら、公共的視点に立って考え、行動できる人づくり」を目的に作成された。また、池田市では環境に関する取り組みが様々な団体で取り込まれ、企業による出前講義等も実施されている「環境のまち」であることを踏まえ、「これから社会が直面する課題に対応していくには、人間を取り巻く“広い意味での”環境について学び、考えを深め、行動力を養う『環境学習』が不可欠」としている(アンダーラインは筆者)。

次に、「身近な自然や社会への理解を持ち、多様な視点から考え、行動できる人・地域づくり」を環境学習の目標像として掲げている。そして、目標の達成に必要な「環境学習で育む4つの能力」として、①身の回りの環

境への興味、②社会の仕組みや自然との関わりへの理解、③多様な価値観の理解と、総合的に考える力、④地域へ主体的に関わり、自ら行動する力、を提示している。

小学校での体系的な環境学習の取り組みに向けては、「環境学習の効果的な活用が一定程度浸透した段階で、4つの能力を発達段階に応じて育てていく」とし、分析と検証を進めながら、取り組みが定着し有機的に発展していくよう促すこととしている。

環境学習の対象については、「環境学習で育む能力は大人が身に付けていくことが重要ですが、活用可能な学習機会の有無やその特性を勘案すると、子どもから取り組みを進めていくことが効果的」とし、「まず市内の小学校に通う児童を学習の主な対象とし、＜中略＞これにより、家庭や地域を通じた大人への学習の波及＜中略＞広く市民の能力を育てていく」として目標像の実現に向けた方向性を定めている（図1左側）。

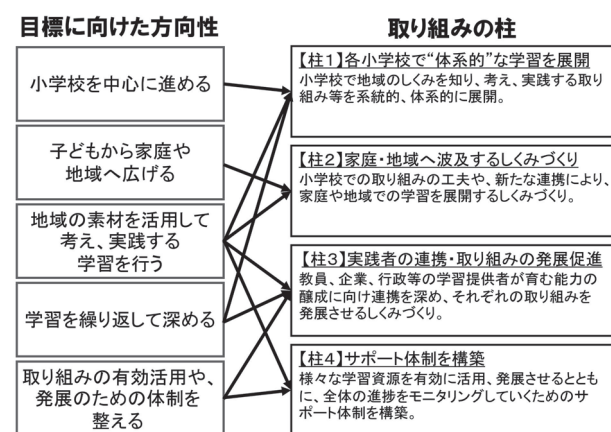


図1 「池田市環境学習基本方針」の方向性を実現する取り組みの柱

注)「池田市環境学習基本方針」冊子掲載の図より作成。

計画年次は、「池田市環境基本計画」にあわせて2030年度に定め、取り組みの方向性を踏まえて目標年次に向けて進めていく今後の取り組みの柱を定めている（図1右側）。図1からわかるように、目標に向けた方向性の「地域素材の活用」は4つの取り組みの柱すべてに繋がっている。

以上のように、「方針」は、狭義の自然環境だけでなく、地域社会を含めた「広い意味での環境」を射程に、関心、理解を経て地域社会、まちづくりのために行動できる人材の育成を目標としている。このことから、「方針」はESDの用語が使われていないものの、まさに自治体が取り組むESDの考え方で作成されたといえる。

Ⅲ 環境学習基本方針の成立過程

以上の「方針」は、「2013年8月から『池田市環境保全審議会』および、学識経験者、学校教諭、地元企業、PTA、NPO、池田市教育委員会、池田市環境部等で構成される『池田市環境学習研究会』において、アンケー

ト調査や先進地視察を実施しながら、意見交換を重ね検討・策定した」と記されている。しかし、関係者へのヒアリング調査の結果、「方針」成立の端緒は「池田市環境基本計画」（2002年）策定時まで遡ることがわかった。

以下、池田市がはじめて作成した環境基本計画の策定の経緯から順に説明する。

1 「池田市環境基本計画」策定の経緯と概要

2002年3月、池田市初の環境基本計画（池田市 2002、以下、基本計画）が策定された。「今日の目標を明日の当たり前へ」をキャッチフレーズとした基本計画には、冒頭に池田市環境問題市民委員（エコスタッフ）の吉羽真理氏が「環境基本計画というと、ひどく、厳めしくて、難しく感じます。でも、この計画はそうじゃないんです。＜中略＞まず、読んで、考えてみてください。そして、話し合ってみてください、行動してください。＜中略＞一人じゃなくて、みんなで、頑張りましょう」との一文を載せている。ここに基本計画が単なる行政の計画文書ではなく、市民に呼びかけ環境行動を促す思いを込めた文書としての性格が端的に示されている。

この環境基本計画の策定は、1999年7月、池田市の市民生活部に「環境にやさしい課」（課長は庁内公募）が設置され、同課が基本計画立案のための素案作りの作業を市民から公募したエコスタッフのメンバー 40名に委ねられたことが出発点となっている。その経緯は、箕面、池田、豊中の3市で活動するNPOがパートナーシップについてまとめた著書（MIT研究会 2008）に詳しいが、集められたエコスタッフメンバーに市の職員が真摯に向き合い、公式の会議の場だけでなく「居酒屋分科会」、「池田塾」等の非公式のミーティングを重ねながら素案を練り上げていった様子が見られる（MIT研究会 2008）。

基本計画の記述によると、同計画はエコスタッフが「まず、池田の将来の都市像、市民や事業者の行動のあり方を示す環境目標像をつくり＜中略＞その目標に向かって『市民や事業者にどのようなことができるか、どのようなことがしたいか、どのようなことに取り組んでいかなければならないか』を検討し＜中略＞市民の意見を取り入れて策定」したとされている。

また基本計画の対象範囲については市民の意見を反映し、「自然環境や生活環境、地球環境にわたる広い範囲を対象」に、表1のように整理されている。

表1 池田市環境基本計画（2002）における環境の範囲

自然環境	地形・地盤、生物の生息生育環境、自然景観（水田、畑、雑木林）、都市の緑、水辺、水の循環など
生活環境	都市景観、歴史・文化、典型7公害、都市生活型公害、有害化学物質、廃棄物など
地球環境	地球温暖化（資源、エネルギー）、オゾン層の破壊（フロンガス他）、酸性雨、その他の地球環境問題など

注) 池田市環境基本計画（2002）より作成。

また計画期間について、「この計画の環境目標像の実現は平成42（2030）年度とし、当面の目標は、平成22（2010）年度」としている。中口（2014）は、大津市、伊丹市、交野市、水俣市、内子町の各自治体の環境基本計画の計画期間が7年～13年であることを示したうえで、「環境基本計画では、もっと長期（50～100年先）の将来像や目標を描くことも考えられる」と述べているが、池田市環境基本計画の30年の計画期間は、当時としては比較的長期に設定された事例と考えられる。

同計画では2030年度実現をめざす14の環境目標像を4分野にわけて表2のように定めている。表2から、基本計画には4分野の1つとして環境学習がしっかりと位置付けられていることが確認できるが、最も重要な特徴は基本計画が狭い意味での環境保全の課題にとらわれず、まちづくりの課題を大きく取り上げていることである。環境学習の中にも「環境学習から、もうかる商いをつくろう」を目標像に掲げる等、まちづくりの取り組みの中で池田市民にとってふさわしい環境を実現しようとする考え方が読み取れる。環境学習の目標像である「次代を担う人材を育てよう」も、この観点から打ち出されているとみてよい。

ところで、基本計画は実現目標年度をSDGsの達成年と同じく2030年度に置いている。これは、もちろん偶然であるが、試みとして基本計画の目標像全体と関連すると思われるSDGsの17の目標をあげてみた（表2最右列）。同計画の目標像とSDGsの17目標を正確に対応させることはできないが、少なくとも表2に掲げたSDGsの9つの目標は、何らかの形で2002年時点の池田市の基本計画の中で課題として意識され、取り組まれようとしてきたことがわかる。

このように、基本計画は当時まだ言葉がなかったESDやSDGsの観点を含みつつ、市民に行動を促す方針として打ち出されていたといえる。

表2 池田市環境基本計画（2002）における環境目標像と対応するSDGs目標例

分野	キーワード	目標像	SDGs目標例
自然	共生	さまざまな生き物たちが身近に息づくまちに	3. 保健
	五月山	ゆたかな自然を楽しむ五月山	
	まち	季節の移ろいを五感で感じるみどりのまち	4. 教育
	水辺	取り戻そう親しめる水辺空間	6. 水・衛生
環境学習	市民活動	みずから学び考え人の輪を広げよう	7. エネルギー
	学校教育	次代を担う人材を育てよう	
	事業所活動	環境学習から、もうかる商いをつくろう	
環境型都市の構築	化石エネルギーの削減	自然エネルギーを取り入れて化石エネルギー使用量を半減するまちをめざそう	11. 持続可能な都市
	資源循環	知って考え伝えよう”ごみの行方と池田の行き方”	12. 持続可能な消費と生産
	水循環	水を大切にし水のめぐみに育まれるまち	13. 気候変動
ひとにやさしいまちづくり	あたたかさ	ユニバーサルデザインをとり入れたまち	15. 陸上資源
	風土	川と緑が育む文化と歴史のまち	17. 実施手段
	活力	にぎわいが笑顔をつくるまち	
	やさしさ	健康で安心して子供を生み育てられるまち	

注）池田市環境基本計画（2002）等より作成。

基本計画では、以上の環境目標像の実現に向けて行政が中心となって、市民や事業者の協力を得ながら取り組む「分野」と「取り組みの柱」を定めたいうで（表3）、取り組みの柱をさらに39の施策の方向・方針、97の施策例（うち環境学習は25例）が、同市の担当課を明記して提示されている。

表3 「行政が取り組む分野と取り組みの柱」（環境基本計画）

分野	取り組みの柱
よりゆたかな自然環境の育成	五月山の保全と活用
	水辺の保全と活用
	生物の多様性の保全
	身近な緑の保全と創造
市民や事業者の環境学習の推進	市民・事業者の環境学習への取り組みの推進
	学校園における環境学習の推進
	環境学習における五月山・猪名川の活用
	市民・事業者・行政のパートナーシップの確立
循環型都市の構築	エネルギーの適正使用
	水循環の形成
	廃棄物の発生抑制
ひとにやさしいまちづくりの推進	歴史的・文化的遺産の保全と活用
	うるおいのある景観の保全と活用
	だれもが楽しめるまちの創造
	自動車公害の防止
	健康で安心して子どもを生み育てられるまちづくり

注）池田市環境基本計画（2002）より作成。

当時は、他の多くの自治体で計画策定の先行例がみられ、計画を策定したこと自体は珍しい事柄ではなかったが、当時の池田市長であった倉田薫氏は、でき上がった基本計画を「周回遅れのトップランナー」と評価したとされている（MIT研究会 2008）。

2 「池田市新環境基本計画」（2011）の策定

基本計画は、10年後に見直され、2011年3月に「池田市新環境基本計画」^③（以下、新計画）が策定されている。新計画策定の背景は、「前計画に基づくパートナーシップの取り組みは様々な形で進み」、池田市環境基金条例の制定（2007年）や基本計画にある環境目標像の実現をめざす池田市立3R推進センター（エコミュージアム）の設置（2009年）等、「大きな成果」をあげたこと。また「10年前には関心の少なかった地球温暖化問題に対する認識も深まって＜中略＞政府による温室効果ガスの削減目標も強化され、より具体的で実効性のある計画」が必要になったことをあげている。そして、「計画づくりを通して市民、事業者、行政との連携体制が強まり、行政の様々な分野で市民との協働で取り組む動きが生まれ、発展」してきたことから、基本計画における環境の範囲（表1）を踏まえた環境目標像（表2）については「今後も大切な考え方として継承＜中略＞施策の充実」を図ったとしている。

表4は、新計画における行政が取り組む分野と取り組みの

柱を示したものである。これを基本計画(表3)と比較すると、分野が当時の状況を反映して地球温暖化防止が追加され、5つに変更されていることがわかる。しかし、基本計画の17の「柱」は新計画では5つの分野を跨いで16に再編されているものの、全体としてはほとんどが継承されている。

新計画で最も大きく変化したのは、環境学習に相当する分野「ともに学びあい、行動しよう」が分野の1番目に掲げられたことである。

表4 「行政が取り組む分野と取り組みの柱」(新環境基本計画)

分野	柱
1. ともに学びあい、行動しよう	(1) 市民・事業者の取り組みの推進
	(2) 学校園における取組の推進
	(3) パートナーシップによる行動推進
	(4) 広域連携による環境保全活動の推進
2. 未来のこどもたちのために地球温暖化を防ごう	(1) 市民・事業者の取り組みの推進省エネ社会の実現による温室効果ガスの削減
	(2) 学校園における取組の推進新エネルギーの普及促進による温暖化の防止
	(3) エネルギー効率の良いまちづくり
3. 環境にやさしい循環型都市をめざそう	(1) ごみゼロ社会の推進
	(2) 水循環の保全
4. 豊かな自然を守り、育てよう	(1) 身近なみどりの保全と創造
	(2) 五月山のみどりの保全と活用
	(3) 水辺の保全と活用
	(4) 生物多様性の保全
5. 人にやさしいまちづくりを進めよう	(1) 池田らしい文化・景観の保全と創出
	(2) だれもがいきいきと暮らせるまちづくり
	(3) 健康で安心して暮らせるまちづくり

注) 池田市新環境基本計画(2011)より作成。

新計画概要版⁽³⁾には、この変化がより明確に施策体系図で表現されている(図2)。この施策体系図から、「環境学習」を土台に「まちづくり」に取り組むことを通じて、「地球温暖化防止」、「循環型都市」、「自然の保全・育成」を実現しようとする施策の流れが読み取れる。

また、新計画において環境学習に力点が置かれていることは、市内の小学生31名の参画を得て「池田市子ども環境基本計画」を同時に策定していることからもうかがえる。

3 「池田市環境学習基本方針」(2015)の策定

新計画では、「環境学習」を土台に「まちづくり」に取り組むことをめざしたが、池田市環境問題市民委員(エコスタッフ)として環境基本計画(2002年)の環境目標像の策定から関わり、現在も特定非営利法人「いけだエコスタッフ」で池田市の環境学習の推進に関わっているS氏は、この環境学習の取り組みを円滑に進めるために「池田市環境学習の基本方針」がつけられたと当時の様子を述懐している⁽⁴⁾。また、「方針」は池田市環境部環境にやさしい課と池田市教育委員会の連記で公表されている。縦割り行政を乗り越えて環境学習基本方針が市の複数の部署の連携で作成されたことは注目される。

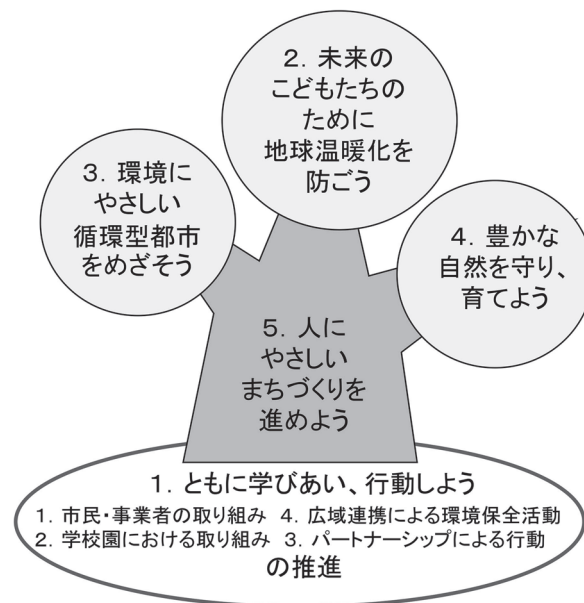


図2 「新環境基本計画」の施策体系

注)「池田市新環境基本計画」概要掲載図より作成。

IV 背景としての市のまちづくり施策

以上、地域社会を含めた「広い意味での環境」を射程に、まちづくりのために行動できる人材の育成を目標に掲げ、2015年3月に公表された「池田市環境学習基本方針」は、池田市の「環境にやさしい課」の設置(1999年)と、同課が環境基本計画立案のための素案作りの作業を市民公募によるエコスタッフ40名に委ねたことに端を発し、池田市の環境に対する継続的な取り組みの中で成立したことが、池田市の関係者へのヒアリング調査や文献調査から明らかになってきた。

しかし、筆者は調査を進める中で、この「方針」は単に市の環境担当課や教育委員会の努力だけでもたらされたものではなく、池田市全体の環境、まちづくりの姿勢と施策も大きな背景になっていたと感じている。表5は、代表的な池田市の環境・まちづくりの施策の一部である。

表5 池田市の環境・まちづくりに関わる取り組みの事例

年度	取り組み
1996	罰則付きの「五月山景観保全条例」を市議会全会一致で可決。
2001	市指定のNPO等団体への寄付があった場合、100万円以内で同額の予算を市が上乘せして支援する「池田市公益活動促進条例」の施行。
2002	池田市、池田商工会議所、商工業者、市民の出資で「いけだサンシー株式会社」を設立。「池田市を元気にする事業」を推進。
2007	個人市民税の約1%を各地域コミュニティ推進協議会(小学校区単位に設置)に予算提案限度額を配分し使途決定権を協議会に付与する「池田市地域分権の推進に関する条例」を市議会の全会一致で可決。
2015	「市民とともに、地域の課題を解決し、未来を創る職員」を目指す市職員の人材育成方針の改正。ローカルアカデミー「いけだウォンパット塾」の開催。

注) 池田市提供の各種資料、雑誌等の掲載記事より作成。

このように、池田市では1996年に罰則付きの「五月山景観保全条例」を制定する等、早くから都市環境の保全に積極的な施策を打ち出し、また「池田市公益活動促進条例」(2001年)を施行し市が指定するNPO団体等への経済支援を行っている。

こうした施策の中で最も注目されるのは、池田市地域分権制度(2007年)の導入である。地域分権制度は、「池田市の人口は約10万人、住民税収入は約70億円、その住民税収入の1%、約7000万円の範囲において納税者(非納税者も含む)である住民に予算編成要望権を付与するという制度」(倉田 2012)で、「特筆すべきは『予算提案権』で<中略>個人の市民税の約1%を目途に各地域コミュニティ推進協議会に『予算提案限度額』を配分し、その使い道の決定権を付与するものである」(野村 2017)。地域コミュニティ推進協議会は既存の自治会とは別に小学校の校区単位に設置された組織で、「混乱を招くため、1学校区に1協議会ということ会則に位置づけた」とされている(田中 2013)。池田市では、この地域コミュニティ推進協議会を支える仕組みとして、市職員のボランティアによる地域分権サポーター制度を設けている(野村 2017)。田中(2013)は地域分権サポーター制度について、「業務の一環ではなく、ボランティアで職員が地域に出向き活動をサポートすることで、地域の行政に対する信頼度をよりいっそう高めた」と評価している。

こうした池田市の職員の地域に密着した活動と、その結果得てきた市民からの信頼は、地域分権制度を機能させるうえで非常に大きな役割を果たしていたと思われる。

今回の調査では、池田市の地域分権制度が池田市新環境基本計画から池田市環境学習基本方針の成立に直接的な影響を与えた事例を見出すことはできなかったが、地域分権サポーター制度にみられるような市職員の取り組みは、先にみた池田市環境基本計画策定過程における「居酒屋分科会」、「池田塾」等の非公式のミーティング等で市職員が真摯に市民と向き合う姿勢と相通じるものがある。なお、当時の池田市長であった倉田薫氏は「地域分権制度の取り組みと環境学習推進の取り組みは、ともに住民を巻き込む点でリンクしていた」と語っている⁽⁵⁾。

V おわりに

以上、2015年の池田市環境学習基本方針は、1999年の同市に「環境にやさしい課」が設置され、市民から公募したエコスタッフが市職員の支援のもとで、まちづくりを中心課題とした環境学習のあり方と2030年の目標像を作り上げ、取り組みを進める過程で成立したといえる。そして、こうした活動を可能にしたのは、池田市がまちづくりに取り組む中で市民との信頼関係を形成し

てきたことが重要な要因の1つと思われる。

長野(2018)は、日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態調査を行い、その中で同市の環境基本計画策定のすべての場(一次・二次計画あわせて計4回)に参加した市民3名に共通することとして「行政との関わりも長く、行政の事情も理解した上で、使命感や人との繋がりに意義を見出し『職員と話をし、お互い理解し共感するようになった。結局人間関係だと思う』と述べていた」ことを紹介している。

平山ら(2019)は環境保全のための多主体間連携の実態について市民団体へのアンケート調査によって検討し、「行政が資金、人材、物資、場所など様々な資源を提供している『行政型』の連携は<中略>活動地域の行政政策と関連させて継続的に活動しているという意味で重要である。しかしながら、長年の活動の中で行政との信頼関係を築いてきたと考えられ、このような連携を実施できるのは一部の団体に限定されると考えられる」としている。

さらに佐藤(2019)は、SDGs時代の教育を成功に導くカギとして「信頼(trust)の回復」と「対話(dialogue)の実践」をあげている。

池田市の環境基本計画の策定は、長野(2018)が指摘する市民と市職員との人間関係の構築、平山ら(2019)や佐藤(2019)が指摘する、長年の活動の中で市民と行政が「信頼」と「対話」をキーワードに積み上げてきた稀有な取り組みの事例と位置付けることもできる。

まちづくりの取り組みを軸としたESDについて、永田(2019)は「ノンフォーマル教育の文脈でしばしば強調される、まちづくり運動と連動したESDは引き続き理想形の1つとして追及していく必要がある」としている。ここで取り上げた池田市の環境学習の事例は、市のまちづくり施策の中に位置づけて推進されてきた実質的なESDの取り組みである。地域の問題から出発する環境学習として、まちづくりの取り組みと連動させた池田市の取り組みは、今後の環境教育推進の1つの方向性を示しているように思われる。

最後に、池田市の環境学習基本方針、環境基本計画の策定過程でも成立した文書には、ESDやSDGsの用語はいっさい使用されていないことに触れておきたい。ESDの10年は2005年からであることから、当初の池田市環境基本計画(2002年)に盛り込まれなかったのは当然として、新環境基本計画(2011年)と環境学習基本方針(2015年)には十分に盛り込む余地はあったはずである。この点について、筆者が取材したエコスタッフのS氏は、「方針」策定当時は、市の教育委員会ではESDの用語になじみがなく使えなかったと語っている⁽⁶⁾。望月(2019)は「各地域、各国においてESD的な取り組みは存在しているし、そもそも重要なのはESDというラベルではない」と述べている。池田市では、

ESDやSDGsの「ラベル」を旗印にすることなく、別の見方としてはこうしたラベルに頼らず、まちづくりを市民目線で捉えて作り上げた環境基本計画の精神が今日まで引き継がれ、早い段階から2030年を目標としたまちづくりの取り組みが持続的に進められてきた、実質的なESDの取り組みと考えることができる。

ESDやSDGsの言葉はなくても、実質的な地域でのESD、SDGsの取り組みは、池田市以外でも広く実践されて来たのではないか。今後はこうした地域の取り組みを発掘、分析し、地域に即したSDGs時代の環境教育推進のあり方を検討していくことが重要と思われる。

注

- (1) 日本ユネスコ国内委員会, 2018, 『ユネスコスクールで目指すSDGs－持続可能な開発のための教育』, 文部科学省, http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/about/pdf/pamphlet_01.pdf (2020年5月25日確認)
- (2) 池田市, 環境学習基本方針, 2015, http://www.city.ikeda.osaka.jp/shisei/keikaku_hoshin/keikaku/1432281502113.html (2020年5月25日確認)
- (3) 池田市, 新環境基本計画(本編および概要版), 2011, http://www.city.ikeda.osaka.jp/shisei/keikaku_hoshin/keikaku/1417157116731.html (2020年5月25日確認)
- (4) S氏へのヒアリング(2019年10月21日)による。
- (5) 倉田氏へのヒアリング(2019年10月21日)による。
- (6) S氏へのヒアリング(2019年3月8日)による。

引用文献

- 平山奈央子・井手慎司・佐藤祐一, 2019, 「環境保全のための多主体間連携の実態とあり方に関する一考察」, 『環境情報科学学術研究論文集』, 33, 73-78.
- 池田市, 2002, 「池田市環境基本計画－今日の目標を明日の当たり前へ(平成14年3月)」, 53pp.
- 倉田薫, 2012, 「自分たちのまちは自分たちでつくる－池田市地域分権制度の原点」, 『地方行政』, 10317, 2-6.
- MIT研究会, 2008, 『解題 環境パートナーシップ－箕面・池田・豊中からの報告－』, 川西軽印刷, 大阪, 307pp.
- 望月要子, 2019, 「ESDの国際的動向」, 北村友人・佐藤真久・佐藤学編『SDGs時代の教育』, 学文社, 東京, 26-35.
- 長野浩子, 2018, 「市民参加のまちづくりの変容に関する研究: 日野市の市民活動と環境基本計画策定・推進の実態から」, 『サステイナビリティ研究』, 8, 93-109.
- 永田佳之, 2019, 「SDGs時代のESDの課題」, 北村友人・

佐藤真久・佐藤学編『SDGs時代の教育』, 学文社, 東京, 44-46.

中口毅博, 2014, 「自治体環境計画の新たな視点に基づく計画の特徴の分析」, 『日本都市計画学会都市計画報告集』, 13, 90-95.

野村純也, 2017, 「進む!市民参加－全国初・池田発地域分権制度～10年とこれから」, 『地方自治研修』, 50(5), 34-36.

佐藤学, 2019, 「これからの世界と私たち」, 北村友人・佐藤真久・佐藤学編『SDGs時代の教育』, 学文社, 東京, 272-278.

田中晃代, 2013, 「ネットワーク型まちづくり事業を生み出すための『予算提案制度』の運用に関する研究－大阪府池田市の地域分権制度を事例とする－」, 『日本都市計画学会都市計画論文集』, 48(3), 273-278.